

## 令和5年度 大阪府私立高等学校等授業料減免補助金の取扱い

年度・月	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対 応	
失職期間	— 11 — 12 — 1 — 2 — 3 — 4 — 5 — 6 — 7 — 8 — 9 — 10 — 11 — 12 — 1 — 2 — 3 — 4 —				
ケース① (令和5年1月以降に失職し、 令和5年4月以降も失職している場合)	○	● (減免の始期)	▲ (減免の終期)	令和5年度 全免	
ケース② (令和5年4月から12月の間に 失職し、翌年度も失職している場合)		● (減免の始期)	▲ (減免の終期)	令和5年度 失職期間 減免	
ケース③ (令和6年1月から3月の間に失職し、 翌年度も失職している場合)			○ 失職	令和5年度 対象外	
ケース④ (令和6年1月から3月の間に失職し、 再就職した場合)			○ 失職 △ 再就職	令和5年度 対象外	
ケース⑤ (令和5年4月から12月の間に失職し、 令和6年3月までに再就職した場合)		● (減免の始期)	△ (減免の終期)	令和5年度 全免	
ケース⑥ (失職期間が5月以内で、 半免の基準も満たす場合)	○ 失職	● (減免の始期)	△ 再就職 (減免の終期)	☆令和5年の年収見込み 前年の1/2 以下で、課税総所得金額が 基準額 (事務処理要領参照) 以下	令和5年度 半免 補助額 半免>全免
		☆令和4年の年収見込み 前年の1/2 以下で、課税総所得金額が 基準額 (事務処理要領参照) 以下	● (減免の始期)	▲ (減免の終期)	令和5年度 半免 補助額 半免>全免
ケース⑦ (他府県へ転出した場合)	○ 失職	● (減免の始期)	□ 他府県へ転出 (減免の終期)	他府県へ転出後は、 対象外	
ケース⑧ (他府県から転入した場合)	○ 失職	● (減免の始期)	▲ (減免の終期)	他府県から転入後は、 対象	